

当座勘定規定の改定について

「手形・小切手の全面的な電子化」の政府方針に基づき、令和 9 年 3 月末で電子交換所における手形・小切手の交換廃止が決定したことに伴い、最終振出期限を設定することとし、下記のとおり当座勘定規定を改定致します。なお、本規定の改定以前から当座預金をご契約いただいているお客様にも適用されることになりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

改定日：令和 8 年 9 月 1 日(火)

改定前	改定後
第 8 条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合は、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第 9 条（手形、小切手用紙） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。	第 8 条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 (3) 当座勘定の払戻しの場合は、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 (4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 第 9 条（手形、小切手用紙） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、令和 8 年 9 月 30 日までに振出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和 8 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 (3) 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。 (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

改定前	改定後
(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 14 条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u> 第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 第 19 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 以上 <u>(下線部分 削除)</u>	(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第 14 条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。 第 18 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 第 19 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 以上 <u>(下線部分 追加・変更)</u>